第七十九号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者　東京都知事　小池百合子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第六の款七の項中「一万八千五百円」を「二万三千五百円」に、「一万三千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同部第七の款一の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下」を「審査又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを」に、「五千六百円」を「六千九百円」に、「九千四百円」を「一万三千円」に、「一万四千円」を「二万一千円」に、「一万九千円」を「二万五千円」に改め、同款六の項中「一万一千円」を「一万五千円」に、「一万二千円」を「一万七千円」に、「一万六千円」を「二万五千円」に、「二万三千円」を「三万一千円」に改め、同款九の項(1)中「九千九百円」を「一万二千円」に改め、同項(2)中「一万一千円」を「一万六千円」に改め、同項(3)中「一万五千円」を「二万三千円」に改め、同項(4)中「二万一千円」を「二万九千円」に改め、同款十四の二の項中「五千六百円」を「六千九百円」に、「九千四百円」を「一万三千円」に、「一万四千円」を「二万一千円」に、「一万九千円」を「二万五千円」に改め、同款十四の九の項中「一万一千円」を「一万五千円」に、「一万二千円」を「一万七千円」に、「一万六千円」を「二万五千円」に、「二万三千円」を「三万一千円」に改め、同款十四の十二の項(1)中「九千九百円」を「一万二千円」に改め、同項(2)中「一万一千円」を「一万六千円」に改め、同項(3)中「一万五千円」

を「二万三千円」に改め、同項(4)中「二万一千円」を「二万九千円」に改める。

別表二の項及び三の項を次のように改める。

二　都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務		
一　都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ㈠　申請に併せて知事が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に規定する非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	認定申請のとき。
	(1)　一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	五千八百円
	(2)　(1)以外の建築物 イ　住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万一千三百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万三千八百円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万二千八百円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	九万四千七百円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十一万九千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十四万八千円
	ロ　非住宅部分（省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万一千三百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円

一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万一千六百円			
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円			
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円			
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円			
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円			
(二) (一)以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）を	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万七百円			
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千二百円			

仕様・計算併用法（住宅部分の省令第一条第一項第二号イ⑴の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下この表において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第十条第二号ロ⑴の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第十条第二号イ⑴の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び二の項並びに三の部四の項及び五の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
三万百円	三万三千二百円

標準計算法（省令第十条第二号イ⑴及び同号ロ⑴の基準により評価する方法をいう。以下この項及び二の項並びに三の部四の項及び五の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円	
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千九百円	
⑵ ⑴以外の建築物 イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千七百円	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円	
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円	
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円	
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円	
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万一千円	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円	

	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
ロ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万一千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万一千円

をいう。二の項並びに三の部四の項及び五の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。二の項並びに三の部四の項及び五の項において同じ。）に	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万一千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円

二　都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ㈠　申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1)　一戸建て住宅		四千百円
		(2)　(1)以外の建築物	イ　住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円
			ロ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
				当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円

合			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円
(二)(一)以外の場合	(1)一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千百円
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万一千百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万一千五百円
	(2)(1)以外の建築物	イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万一千円

			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万一千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円
		ロ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万一千六百円
		モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万一千百円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万一千円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万一千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円

備考

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の二の部一の項(一)の(1)若しくは(二)の(1)又は同部二の項(一)の(1)若しくは(二)の(1)に掲げる額とする。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書又は第十二条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当する場合に限る。） 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第六条第四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (一)　一戸建て住宅 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの　二千五百円 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの　四千七百円 当該住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの　七千八百円 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの　九千四百円 (二)　一戸建て住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの　四千三百円 当該住宅の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの　八千二百円 当該住宅の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの　一万三千三百円 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの　一万五千九百円 当該住宅の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの　二万二千三百円 当該住宅の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの　三万一千三百円 当該住宅の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの　五万百円 当該住宅の床面積の合計が五千平方メートルを超えるもの　六万八千九百円	確認申請又は計画通知のとき。
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (一)　計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第二項又は第十二条第二項に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合 (1)　一戸建て住宅 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　五千八百円 (2)　(1)以外の建築物 イ　住宅部分 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万一千三百円 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの　二万三千八百円 当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの　五万二千八百円 当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの　九万四千七百円 当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの　十一万九千円 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの　十四万八千円 ロ　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの　一万一千三百円	計画提出又は計画通知のとき。

			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万一千六百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円
(二)(一)以外の場合	(1)一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万七百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千二百円
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第一条第一項第二号ロ(1)若しくは第十条第二号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第一条第一項第二号イ(1)若しくは第十条第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万三千二百円
		標準計算法（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円
			当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	四万四千九百円
	(2)(1)以外の建築物	イ　住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千七百円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万一千円
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円

三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関				
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
㈠　変更計画提出又は変更計画通知のとき。	⑴　一戸建て住宅			四千百円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
	ロ　非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万一千三百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万一千六百円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万八千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十三万五千円
	ハ　ロ以外の非住宅部分の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。三の項及び六の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万一千円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万一千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円
		標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。三の項及び六の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
			当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万一千円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円

する法律第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合	(二)　(一)以外の場合		
(2)　(1)以外の建築物		(1)　一戸建て住宅		
イ　住宅部分		仕様基準又は誘導仕様基準による場合		
	ロ　非住宅部分	仕様・計算併用法による場合	標準計算法による場合	
				イ　住宅部分
				(2)　(1)以外の建築物
				仕様基準又は誘導仕様基準による場合
				仕様・計算併用法による場合
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
八千円	一万六千七百円	三万七千円	六万六千五百円	八万三千五百円
十万三千円	八千円	一万三千八百円	二万二千二百円	六万六千百円
十万四千円	十三万二千円	十六万五千円	一万四千三百円	一万五千百円
二万一千百円	二万三千三百円	二万八千三百円	三万一千五百円	二万六千八百円
四万六千五百円	八万四千八百円	十二万七千円	四万二千円	七万五百円	十二万二千円	十七万九千円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円
ロ　非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万一千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万一千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円
ハ　ロ以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万一千六百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万一千百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万一千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万一千円

四　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していること計画の認定の申請を示す書類として知事が定めるものが提出された場合に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額	㈠　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十条第一項各号に掲げる基準に適合していること計画の認定の申請を示す書類として知事が定めるものが提出された場合	(1)　一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
			(2)　(1)以外の建築物	イ　住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
				ロ　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
		㈡　㈠以外の場合	(1)　一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
				仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
				標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
					当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
			(2)　(1)以外の建築物	イ　住宅部分　誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

六十二万七千円	認定申請のとき。	
七十一万五千円		
一万一千三百円		
二万三千八百円		
五万二千八百円		
九万四千七百円		
十一万九千円		
十四万八千円		
一万一千三百円		
一万九千五百円		
三万一千六百円		
九万四千三百円		
十四万九千円		
十八万八千円		
二十三万五千円		
二万七百円		
二万二千二百円		
三万百円		
三万三千二百円		
四万二百円		
四万四千九百円		
三万八千七百円		
六万六千九百円		
十二万円		

	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万四千円
ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万一千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万一千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万一千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十万九千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三十三万四千円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万一千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七十五万八千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八十九万六千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	百二万円

五　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の㈠及び㈡に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） ㈠　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (1)　一戸建て住宅	四千百円	変更認定申請のとき。
	(2)　(1)以外の建築物 イ　住宅部分		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円
	ロ　非住宅部分		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円
	㈡　㈠以外の場合 (1)　一戸建て住宅 誘導仕様基準による場合		
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千百円
	仕様・計算併用法による場合		
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万一千百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円
	標準計算法による場合		
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万一千五百円
	(2)　(1)以外の建築物 イ　住宅部分 誘導仕様基準による場合		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円
	仕様・計算併用法による場合		
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円

区分	床面積	額
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万一千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万一千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円
ロ　非住宅部分　モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万一千六百円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万一千百円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万一千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万一千円
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円

六　建築物のエネルギー消費性能の向	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額
(一)　申請に併せて建築物のエ		
(1)　一戸建て住宅		四千百円
		交付申請のとき。

上等に関する法律施行規則第十三条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	ネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第五条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合	(2)の建築物	(1)以外	イ　住宅部分
				ロ　非住宅部分
	(二)(一)以外の場合	(1)一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
			仕様・計算併用法による場合	
			標準計算法による場合	
		(2)の建築物	(1)以外	イ　住宅部分
			仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
			仕様・計算併用法による場合	

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十三万二千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万五千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	一万四千三百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万五千百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万一千百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万三千三百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万八千三百円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万一千五百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万二千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万三千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十四万八千円
ロ　非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万六千八百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千六百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万一千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十三万一千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万三千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十一万四千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千円
ハ　ロ以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	七万一千六百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	九万一千百円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万九千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万三千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万三千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万四千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十五万七千円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十八万六千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	二十三万四千円
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万一千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	五十三万一千円

				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上三万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
				当該部分の床面積の合計が三万五千平方メートル以上のもの	七十一万五千円

備考

一　省令第一条第一項ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部二の項㈠の(2)のハ、同部三の項㈠の(2)のハ、又は同部六の項㈠の(2)のハに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二　省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の三の部四の項㈡の(2)のロ又は同部五の項㈡の(2)のロに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

三　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の三の部二の項㈠の規定により算出した額とする。

四　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の三の部三の項㈠の規定により算出した額とする。

五　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

六　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

七　非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

八　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

九　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の三の部四の項の規定により算出した額とする。

十　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

十一　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

十二　適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の三の部二の項㈠の(1)若しくは㈡の(1)、同部四の項㈠の(1)若しくは㈡の(1)、同部五の項㈠の(1)若しくは㈡の(1)又は同部六の項㈠の(1)若しくは㈡の(1)に掲げる額とする。

十三　複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の三の部二の項㈡の(2)のロ、同部三の項㈡の(2)のロ又は同部六の項㈡の(2)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。